

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から同年12月まで
② 昭和53年7月から54年11月まで

私の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じて納付していた。平成14年からは未納となっている期間もあるが、それまでは、加入時にまとめて保険料を納付した記憶もあり、申立期間①及び②についても納付したはずである。

申立期間①が未加入、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年11月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間②は、現年度納付及び過年度納付が可能な期間であることから、現年度納付書はA町（現在は、B市）から、過年度納付書は社会保険事務所（当時）から、それぞれ発行されたものと考えられる。

また、申立人は、「妻の保険料とは別に、私が国民年金に加入した時に、保険料を役場でまとめて納付したことを記憶している。保険料をまとめて納付したのは複数回あったと思う。当時は林業経営も順調だったので、納付できないような経済状況ではなかった。」と主張しているところ、申立人の妻及び申立人の母親は、申立期間②の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、A町は、「申立期間当時、役場内に金融機関がなかったが、過年度保険料についても役場で預かっていた。」と説明しており、申立人の主張は、当時のA町における保険料収納方法と一致していることを踏まえる

と、申立人は、上記納付書により、申立期間②の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立人には、上記国民年金手帳記号番号が払い出される以前の昭和43年1月ごろに、資格取得日を同年1月1日とする別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが推認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間であることから納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じて納付していた。平成14年からは未納となっている期間もあるが、それまでは、加入時にまとめて保険料を納付した記憶もあり、申立期間についても納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、「国民年金への加入時に、国民年金保険料を役場でまとめて何度か納付した。当時は林業経営も順調だったので、納付できないような経済状況ではなかった。」と主張しているところ、申立人は、昭和50年4月から同年12月の国民年金保険料を51年4月9日に一括して現年度納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、A町（現在は、B市）は、「申立期間当時、役場内に金融機関がなかったが、過年度保険料についても役場で預かっていた。」と説明していることから、申立人の主張は、当時のA町における保険料収納方法と一致しており、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 681

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月及び同年 10 月

私は、A 県から B 県に転居及び転職する際に、A 県の社会保険事務所（当時）に行き、厚生年金保険から国民年金への変更に関する説明を受けた。

その後、B 県 C 市に転居し、転入手続とともに私と妻に係る国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については二人分を納付した。妻は申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私は国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人は、「私の申立期間に係る国民年金加入手続は、私の妻の国民年金の種別切替手続と一緒にいき、申立期間の国民年金保険料についても夫婦二人分を納付した。」と具体的に主張しているところ、申立人の妻は、申立期間において、国民年金の第 3 号被保険者期間から強制加入被保険者期間へ適切に切替手続がなされている上、当該期間の国民年金保険料も納付済みであることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、「A 県の事業所を退職する際、友人から年金が途切れると支障が出る場合があると聞き、同県の社会保険事務所に行き、年金の変更に関する説明を受けた記憶がある。」と説明していることから、年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年9月1日から32年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA商店における資格取得日に係る記録を昭和30年9月1日に、資格喪失日に係る記録を32年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から32年5月31日まで
② 昭和32年6月1日から33年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①はA商店(現在は、B商店)で、申立期間②はC店でそれぞれ勤務していたのに、両申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できないとの回答を得た。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務内容に係る具体的な申立人の供述、申立人が所持する勤務期間中にA商店において撮影されたとする写真、同僚の供述及び事業主への照会結果から判断すると、申立人がA商店に勤務していたことは認められる。

また、申立人は、「高校卒業直後の昭和29年4月に入社した。」と供述しているところ、D学校の卒業証明書から、申立人が昭和29年3月に同校を卒業したことが確認でき、同年9月に入社したとする同僚は、「申立人は私と同じころの入社だと思う。」と供述している。

さらに、前述の写真に、申立人と一緒に写っている二人の同僚について、申立人は、「この二人とは同時期にA商店で勤務した。職種は私と同じ販売

だった。」と供述しているところ、当該同僚二人は居所不明で供述を得ることができないものの、別の同僚は、「申立人は、写真に写る二人とそれぞれ一緒に勤務しており、職種は同じだった。」と供述しており、A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚二人は、それぞれ昭和30年9月1日から31年4月27日までの期間、同年3月1日から32年2月8日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人の退職日について、申立人は、「一緒に写真に写っている同僚が退職した後、女性従業員が一人となったため、退職までの間、男性従業員と販売業務を行い、その後、新しく入社した女性従業員への業務の引継ぎを行った。」旨を供述しているところ、A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が退職したと述べる前述の同僚が昭和32年2月8日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年3月1日に別の女性従業員が入社するまでの間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は事業主の妻及び男性従業員二人しかおらず、申立人の供述と一致することから判断すると、申立人は、同年3月1日まで申立事業所に勤務していたものと認められる。

また、適用事業所名簿から、A商店は、昭和30年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が記憶する当時の同社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数がおおむね一致することから判断すると、当時の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日に勤務していた従業員のほぼ全員について、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和30年9月1日から32年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、同職種の同僚のA商店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から32

年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和29年4月1日から30年9月1日までの期間については、申立人の供述及び前述の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA商店に勤務していたことは認められるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の被保険者記録が確認できない上、同社に照会した結果、「当時の事業主は疾病により供述を得ることができず、当時の関連資料も無いことから、当社が適用事業所に該当する前に給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している上、29年ごろに入社したとする同僚も、「厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間における厚生年金保険料の控除については記憶が無い。」と供述しており、当該期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認できる供述を得ることができない。

また、申立期間のうち、昭和32年3月1日から同年5月31日までの期間については、申立人は、「6月ごろに転職したので、5月末までA商店に勤務していたはずである。」と主張しているものの、前述のとおり、同年3月1日までの勤務実態しか確認することができない。

このほか、申立人の上記期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が所持するC店において同僚と一緒に撮影されたとする写真から、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「事業主が『E』姓で、F町に所在したC店に勤務した。」と供述しているものの、事業所名及び事業所の所在地に係る記憶は曖昧である上、同僚に係る記憶が無く、同僚等から申立事業所の名称及び勤務状況等を確認できる供述を得ることができず、申立事業所における勤務期間等を特定することができない。

また、適用事業所名簿から、C店は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は、G県H市の実家から通勤していたと述べているところ、地図上から確認できるI市及びJ地区に所在するF町及びF町商店街を所管する各関係機関等に照会した結果、申立人が勤務していたとする申立事業所の名称及び所在地に係る供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年1月31日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月1日から55年3月1日まで
② 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

申立期間①及び②について、社会保険庁(当時)から、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

私は、昭和54年12月ごろにA社に入社した。当時、同社はB社の子会社だったと思われる、厚生年金保険もB社で加入したと思う。このときの厚生年金保険の資格取得日が昭和55年3月1日となっているが、入社当時から保険料も控除されていた記憶があり、申立期間①が被保険者期間とされていないことに納得できない。

また、申立期間②は、厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和54年12月ごろから57年3月までA社に継続して勤務しており、途中で資格が切れているのはおかしい。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述等から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の役員は、「当時、当社が社会保険の適用事業所でなかった期間、当社の社員は、関連会社であるB社において社会保険に加入しており、社員の給与から控除した厚生年金保険料は事業主負担分をあわせて同社に

支払っていた。その後、同社にいつまでもお世話になるわけにはいかないので、社会保険の適用事業所として加入し、それと同時に社員を当社の被保険者としたはずである。」と供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではないが、昭和56年1月31日付けでB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した7人は、同日以降もA社に継続して勤務していたと供述していること、及び法人登記簿謄本により同社の設立日は52年6月29日であることから判断すると、同社は、56年1月31日の時点で既に、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が昭和55年3月1日以前にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の取扱いについて、A社の事業主に確認したところ、「中途採用であるため、試用期間を設けたのではないか。」と供述している上、同僚から、「採用時に試用期間は3か月であると言い渡され、当該期間については、保険料を控除されていなかった。」との供述が得られたことを踏まえると、申立期間①については給与から保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日は昭和32年5月24日、資格喪失日は33年1月11日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月24日から33年1月11日まで
② 昭和35年10月4日から36年5月27日まで

ねんきん特別便に、申立期間①のA社が所有するB丸及び申立期間②のC県が所有するD丸の船員保険の被保険者記録が無かったため、社会保険事務所(当時)で調べてもらったが、両申立期間の船員保険の被保険者期間を確認することができなかった。

私は船員手帳を所持しているため、両申立期間については船員保険の被保険者であったと思われる。

両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が所持する船員手帳から、申立人が、申立期間①において、A社が所有するB丸に雇入れされていたことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人と氏名及び生年月日の一部が相違する船員保険の被保険者で、申立期間①に一致する、基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録(資格取得日は昭和32年5月24日、資格喪失日は32年1月11日)が確認できる。

さらに、A社は、「当社の保管する船員保険被保険者名簿(事業所控え)及び船員保険被保険者早見表には、社会保険事務所の記録と同様、申立人と氏名及び生年月日の一部が相違する船員保険の被保険者の船員保険の被保険者記録(資格取得日は昭和32年5月24日、資格喪失日は32年1月11

日)が確認できるところ、理由は不明であるが、船員保険被保険者名簿(事業所控え)等の記載は、申立人の記録を何らかの手違いで書き間違えた可能性があり、申立人の船員保険の被保険者記録ではないかと推察される。」旨供述している。

加えて、申立人は、「当時同僚からよく間違えられて呼ばれていた。」と供述しており、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間において申立人と同姓の船員保険の被保険者はいないことが確認できることから、当該船員保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、申立人は、申立期間①当時、同郷のE県F市G島出身の複数の同僚と一緒にA社が所有するB丸に乗り込んでいたと供述しているところ、当該同僚のうち一人は、「当時、E県F市G島からA社に入社した者は、同社が所有するB丸かH丸に乗り込むことが多かった。」と供述している上、同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①当時、申立人と同郷であったとする者は、申立人と氏名及び生年月日の一部が相違する者と同日付けで船員保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間①において、当該同僚らと一緒に同社が所有するB丸に乗り込んでいたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年5月24日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年1月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が所持する船員手帳から、申立人が、申立期間②において、C県が所有するD丸に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者台帳によると、C県が所有するD丸は、C県立I学校(現在のC県立J学校)の実習船として使用されていることが確認できるところ、同校に照会した結果、「D丸は、昭和57年3月31日以前はC県教育庁の所管となっていた。船舶所有者である同県が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和40年10月2日から46年4月1日までの期間及び46年9月1日から55年4月10日までの期間であり、また、当校が船員保険適用事業所に該当することとなったのは46年9月1日から現在までの期間であることから、申立期間②当時は、いずれにおいても船員保険の適用事業所ではなかった。」との回答を得ている上、船舶所有者台帳から、同県においてD丸が初めて船員保険の適用船舶に該当することとなったのは、昭和40年10月2日であることが確認できることから、D丸は申立期間②当時、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、申立人の船員手帳にD丸の船長と記録されている者の申立期間②に

おける船員保険の被保険者記録は確認できない上、船長と記録されている者は既に死亡しており、同僚に照会しても回答を得ることができず、申立人の申立期間②における船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、C県教育庁及びC県立J学校は申立期間②当時の書類を保管しておらず、申立人の申立期間②に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年9月までの期間、62年1月から63年3月までの期間、平成6年2月及び6年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年9月まで
② 昭和62年1月から63年3月まで
③ 平成6年2月
④ 平成6年5月から同年8月まで

国民年金の加入は義務であり、私が申立期間当時、国民年金に加入していないという記録になっていること自体がおかしい。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の記録（国民保険料納付済み期間及び申請免除期間）は、いずれも平成11年以降のものである上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 6 月ごろに A 市 B 支所で国民年金の加入手続をした。翌年 4 月に共済年金に加入するまでの 1 年間、私が国民年金保険料を年 4 回に分け、1 回に 4 万円くらいを納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の両親からは、国民年金の加入について具体的な証言が得られず、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 62 年 6 月ごろに A 市 B 支所で国民年金の加入手続をした旨を主張しているところ、A 市保管の国民年金加入者を記録した「いろは索引簿」に申立人の氏名は記載されておらず、オンライン記録からも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見受けられない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を年 4 回に分けて、1 回に 4 万円くらいを納付したと主張しているところ、当時の国民年金保険料は 3 か月分で 2 万 2,200 円であり、申立人が主張する保険料額とは合致しない上、申立期間の国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、平成6年12月にA病院を退職し、7年4月にB病院に就職した。その間は国民年金に加入するべき期間であったが、その時は国民年金保険料を納付しなかった。

平成8年3月にB病院を退職し、大学生になったのを機に、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めた。その際、申立期間が未納であることを思い出し、さかのぼって納付したのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期は、申立人が現在所持する青色の年金手帳に記載されている発行日から、平成9年1月の基礎年金番号導入後の同年4月であることが確認できるとともに、その際に、「平成8年4月1日」を国民年金の資格取得日として基礎年金番号が払い出されていることを踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人に申立期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①はA病院（現在は、B病院）で、申立期間②はC大学（現在は、D大学）で、それぞれ医師として勤務したので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が卒業したD大学の保管する人事記録により、申立人が、当該期間において、A病院に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、前述の人事記録には、A病院における申立人の勤務形態は「週に 33 時間勤務の非常勤職員」と記載されており、B病院に対する照会の結果、事務担当者は、「当時は人事院規則に従い、非常勤職員は常勤職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えない範囲の勤務形態で雇用していた。非常勤職員の勤務形態は社会保険の加入要件を満たしていないため、厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除についても行っていなかったと思う。」と回答している。この事実から判断すると、申立事業所は、申立人について、厚生年金保険の加入要件を満たす常勤職員ではなく、非常勤職員として取り扱っていた状況がうかがえる。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びD大学の保管する人事記録により、申立人が、当該期間において、C大学に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、前述の人事記録には「昭和 54 年 4 月 1 日付けで医員として採用、ただし任用期間は同年 5 月 30 日までで以後更新しない。」と記載され

ており、申立期間②のうち、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日までの期間については、2 か月以内の期間を定めて使用される者であったことから判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができなかつたと考えられる。

また、前述の人事記録において、申立人は、昭和 54 年 6 月 1 日付けで再度 C 大学に医員として採用されているところ、同大学に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険被保険者の資格を同年 9 月 1 日付けで取得していることが確認できる。当該被保険者名簿において申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している者で、D 大学の保管する人事記録により、職名が医員と確認できる複数の同僚は、それぞれ当該資格取得日の数か月前に採用されており、当該同僚らは、「医員は採用後、数か月を経過してから、厚生年金保険に加入した。」、「私の採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっていることは知っているが、厚生年金保険料の控除については、給与明細書を持っていないため詳しいことは分からない。」とそれぞれ供述している。これらの事実から判断すると、申立事業所は、医員として取り扱っていた者について、採用日からは厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、D 大学に対する照会の結果、「厚生年金保険の被保険者として届出を行う以前の期間において、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったと思う。」との回答が得られており、申立人の記憶する C 大学救急部の同僚からも、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA県B町立C小学校D分校で、申立期間②はA県E市立F小学校で臨時講師としてそれぞれ勤務したので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の現在の勤務校であるA市立G小学校が保管する勤務記録カードから判断すると、申立人が、申立期間①において、B町立C小学校D分校で臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A県教育委員会によれば、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の資格に係る手続について、各教育事務所で行っていた。」とのことであるが、事業所番号等索引簿によると、B町立C小学校D分校を管轄していたA県教育庁H教育事務所は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた臨時講師とされる同僚の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者期間を確認することはできず、当該同僚は、「私も、申立期間①において、H教育事務所管内の中学校で臨時講師として勤務していたため、社会保険事務所（当時）に照会したが、厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。」旨供述している。

さらに、H教育事務所は、「申立期間①は、当教育事務所が厚生年金保険の適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と述べており、申立期間①

において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の現在の勤務校であるA市立G小学校が保管する勤務記録カードから判断すると、申立人が、申立期間②において、E市立F小学校で臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A県教育委員会によれば、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の資格に係る手続は、各教育事務所で進んでいた。」とのことであるが、事業所番号等索引簿によると、E市立F小学校を管轄していたA教育事務所は、昭和51年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A教育事務所の管内の小中学校で臨時講師として勤務していた同僚を記憶しておらず、同教育事務所は、「当時の臨時講師の名簿は残っていないため、どの者が当教育事務所の管内の小中学校において臨時講師として勤務していたかは不明である。」と回答していることから、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A教育事務所は、「申立期間②において、申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料が無い上、事務担当者からも供述を得ることができず不明であるものの、当該期間は、当教育事務所が厚生年金保険の適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と述べており、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

3 このほか、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険及び船員保険の被保険者として、厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月15日から24年4月ごろまで

私は、中学校を卒業後、親戚の紹介でA社に入社し、同社が所有するB丸の乗組員として昭和23年4月から約1年間勤務した。B丸は小型漁船だったので、船員保険の加入か厚生年金保険の加入かは分からないが、いずれかの被保険者記録があると思うので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びA社の元同僚（ちなみに、申立人及び元同僚は、当時、B丸に乗り込んでいた同僚のほぼ全員についてその氏名を記憶している。）の供述から判断すると、申立人が、申立期間当時、同社に勤務し、同社が所有するB丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかしながら、前記同僚は、「私がA社に入社したのは、昭和23年の終わりごろか24年のはじめごろであるが、申立期間については、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」旨を供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該同僚は申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、昭和25年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及びB丸に乗り込んでいた同僚全員について、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人及び当該同僚らのうち、最も早い時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者の被保険者資格の取得日は昭和25年9月1日であることが確認できる。

ところで、申立人は船員保険の被保険者記録についても調査してほしいと主張している。この点について調査したが、申立人が乗り込んだとするB丸は、

申立人及び同僚の供述により船員保険が適用されない小型漁船だったと判断できる上、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人及び申立人と一緒に乗船していたとする前記の同僚全員について、B丸に乗り込んでいたとする申立期間当時の船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険及び船員保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 18 日から 42 年 5 月 1 日まで

私は昭和 37 年に A 社に入社し、40 年にいったん退職して失業保険を受給しながら専門学校に通い、大型特殊免許及び B 資格の勉強をした後、再度同社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する具体的な供述、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間②のうち、少なくとも昭和 40 年 9 月 18 日から 41 年 3 月 26 日までの期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

なお、申立人は、A 社での雇用形態及び勤務実態について、「A 社に正社員として勤務した。現場に事務所兼宿舍があり、いつもそこに寝泊まりしていた。同事業所の各現場には一人で行くことが多く、同事業所の従業員はほかにいなかった。」と主張している。

しかしながら、申立人の A 社での雇用形態及び勤務実態については、申立人を記憶している複数の同僚らは、「申立人の勤務時期については覚えていないが、申立人は正社員ではなく、下請の現場作業員だった。」「下請の現場作業員として雇用されている時は現場で寝泊まりしていた。」「正社員は現場に見回りに行くことはあっても、そこで寝泊まりすることはなかった。」とそれぞれ供述している。

また、同僚の中には、A 社の下請の親方であった旨を述べている者がいるが、当該同僚は、「下請の親方は厚生年金保険に加入していたが、下請の現場作業

員は加入していない。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該親方の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。一方、同僚の中で、下請の現場作業員として勤務していたと述べている複数の者らは、「現場作業員はC国民健康保険組合と雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」旨を供述しており、前記健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚らについて、現場作業員として勤務していたとする期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらの事実から判断すると、同事業所では当時、現場作業員については厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、両申立期間に係るA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、事業所番号等索引簿から、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、当時の代表取締役及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
申立期間において、A社で勤務していたのに、ねんきん特別便において確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことを記憶している同僚はおらず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、A社B営業所の責任者であったとする同僚に照会したところ、「A社は、C社をD社が吸収して起業した会社であり、D社が出資していたが、社会保険関係の事務は、それぞれが行っていた。当時は従業員の入退社も頻繁にあり、短期間で辞める者も多かったので、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出について、従業員の入社後すぐには行っていなかった。」旨の供述がなされている。

さらに、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和 43 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述、関連資料を得ることができない。

なお、A社と経営者が同一であったE社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 5 日から 54 年 3 月 31 日まで
② 昭和 54 年 4 月 5 日から 55 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①はA県B町立C小学校で、申立期間②はA県B町立B小学校で臨時講師としてそれぞれ勤務したのに、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA県教育委員会が発行する履歴証明書から判断すると、申立人が、申立期間①において、A県B町立C小学校で臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A県教育委員会によれば、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の加入等に係る手続は、各教育事務所で行っていた。」とのことであるが、事業所番号等索引簿によると、A県B町立C小学校を管轄するA県教育庁D教育事務所は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、D教育事務所の管内の小中学校で臨時講師として勤務していた同僚を記憶しておらず、同教育事務所は、「当時の臨時講師の名簿は残っていないため、どの者が当教育事務所の管内の小中学校において臨時講師として勤務していたかは不明である。」と述べており、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D教育事務所は、「申立期間①において申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料が無い上、事務担当者からも供述を得ることができず不明であるものの、当該期間は、当教育事務所が、

厚生年金保険の適用事業所として届出を行う以前の期間であるため、申立人の給与から保険料を控除していないと思われる。」と述べており、申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の被保険者記録及びA県教育委員会が発行する履歴証明書から判断すると、申立人が、申立期間②において、A県B町立B小学校で臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A県教育委員会によれば、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の加入等に係る手続は、各教育事務所で行っていた。」とのことであるが、A県B町立B小学校を管轄するD教育事務所に照会した結果、「申立期間②において申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料が無いため、不明である。」との回答であった。

また、当時の給与支払事務担当者に照会した結果、当該担当者は、「私は当時、社会保険関係の事務を行った記憶は無いが、一部の地域で臨時講師を厚生年金保険に加入させないのはおかしいとの意見があり、それから一斉ではなかったものの、順次、各教育事務所は臨時講師に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を行ったと記憶している。」と供述しているところ、D教育事務所が保管する「昭和54年度臨時講師等名簿」に氏名の記載が認められる者の中には、同教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないものの、昭和55年ごろから厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が申立人を含めて4人いることが認められる。

さらに、D教育事務所の人事記録から、臨時講師であったことが確認できる37人のうち、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは5人だけで、申立人を含む32人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらの事実から判断すると、事業主は、申立期間②当時、申立人と同職種の臨時講師については厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人と同職種の臨時講師であり、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者に照会したが、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、A社で約1年間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が1か月間しか確認できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 1 月 29 日に B 社を退社後、6 か月間タイピストの専門学校に通い、専門学校が修了した後、A社に入社した。」旨を主張しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 44 年 1 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人がA社に入社したのは同年 7 月 29 日以降であり、複数の同僚の供述などから判断すると、具体的な入社時期に関する供述は得られていないものの、申立人が 45 年 3 月 1 日以前から、A社に勤務していたことは推認できる。

また、当時の事業主の親族は、「私は、昭和 43 年に入社したが、試用期間があった。申立期間当時は、入社してもすぐに辞める者が多く、試用期間を長くしていたかもしれない。」と供述しており、昭和 44 年以降に入社したとする複数の同僚は、「入社当初は試用期間があった。」と供述している上、申立人と同職種であるとする同僚は、「A社に2年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月間しか確認できない。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同職種の同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名が確認できないことなどから判断すると、当該事業所では、従業員について入社から一定期間は厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、当該事業所は、「当時の事務担当者は既に死亡しており、資料も保管されていないため、保険料控除等については不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 30 日から 17 年 3 月 31 日まで

私の夫は、平成 16 年 9 月に派遣会社の A 社に入社し、B 工場で勤務した。私も、同年 11 月末に私の夫と同じ派遣会社に入社し、同じ事業所の工場で勤務した。

申立期間について、私の夫には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私にはその記録が確認できないことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社が保管する申立人に係る賃金台帳から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に照会した結果、「当時の事務担当者は退職しており、詳細は不明であるが、申立人に係る賃金台帳を見ると、申立人は時給制の契約社員であり、給与から健康保険料及び厚生年金保険料は控除しておらず、社会保険に加入させていない。」と回答しているところ、同社の保管する申立人に係る賃金台帳において、申立人の申立期間に係る健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社に係るオンライン記録から、申立期間を含む平成 16 年 11 月 21 日から 17 年 4 月 1 日までの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立人の夫に係る健康保険のオンライン記録から、平成 16 年 9 月 1 日に申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定され、17 年 5 月 6 日に当該認定を解除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金の第 3 号被保険者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。